

令和5年9月8日

河合町議会議長

殿

提出者	河合町議会議員	中山	義英
賛成者	河合町議会議員	佐藤	利治
賛成者	河合町議会議員	杵本	貴司
賛成者	河合町議会議員	常盤	繁範
賛成者	河合町議会議員	長谷川	伸一
賛成者	河合町議会議員	坂本	博道
賛成者	河合町議会議員	馬場	千恵子
賛成者	河合町議会議員	大西	孝幸

補助金の個別外部監査実施を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

補助金の個別外部監査実施を求める決議

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」と規定されています。補助金制度は行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において、施策目的を効率的に実現するための有効な手段の 1 つですが、近年多くの自治体では経営改革の一環として、補助金改革が進められています。その背景には、補助金交付の目的や根拠・基準の不明確さ、補助事業の効果・成果の曖昧さ、補助金の長期化による既得権化など、その実態に不透明な点が指摘されているためです。

河合町では「団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」に基づいて、補助金交付が行われています。しかし、この規則は昭和 61 年の制定以降、37 年間一度も改正されないまま現在に至っています。そのため、社会情勢に十分対応出来ず、補助金の長期化・既得権化が生じている可能性があります。

補助金の財源は、町民の税金で賄われていることから、補助金の交付にあたっては、補助事業の公益性・公平性・必要性・有効性が求められます。しかし、河合町では定期的な見直しが進んでいない上に、情報公開も徹底されていません。そのため、どのような団体に、どのような補助金があって、どのように使われ、どのような効果があったかは、町民は全く分かりません。

補助金は町民の税金、いわゆる公金である以上、その使い道は、町民の理解が得られる内容でなくてはなりません。河合町においては、補助金の必要性や効果、算定基準、過度の行政支援など不透明な点があり、また、中には団体の事業活動というよりも、団体存続のための運営費補助と思われる補助金も見受けられます。そこで、団体等に交付されている全ての補助金について、「個別外部監査」により、その必要性、有効性等を検証し、客観的に評価する必要があると考えます。

以上のことから、河合町議会会議規則第 13 条の規定に基づき、令和 5 年 9 月河合町議会定例会において、「補助金の個別外部監査実施」を求める決議を提出するものです。

令和 5 年 9 月 8 日

奈良県北葛城郡河合町議会